

発議案第 2 号

若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 6 年 3 月 8 日

八千代市議会議長 林 隆 文 様

提出者	八千代市議会議員	末 永 隆
賛成者	八千代市議会議員	嵐 芳 隆
	同	大 塚 裕 介
	同	山 口 勇

提案理由

国に対し、若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求め
る意見書

近年、処方箋がなくても薬局やドラッグストアで購入できる市販薬の濫用、依存、急性中毒が重大な社会問題となりつつある。実際に、市販薬の過量服薬（オーバードーズ）による救急搬送が2018年から2020年に掛けて2.3倍に増加したという報告や、精神科医療施設で受診する患者のうち市販薬を主たる薬物とする薬物依存症患者が2012年から2020年に掛けて約6倍に増加したという報告がある。

国立精神・神経医療研究センターの2020年の調査によると、全国の精神科医療施設で薬物依存症の治療を受けた10代の患者の主たる薬物として、市販薬が全体の56.4%を占めている。また、過去1年以内に市販薬の濫用経験がある高校生の割合は「60人に1人」と深刻な状況にあることも明らかになった。

不安や葛藤、憂鬱な気分を和らげたいなど、現実逃避や精神的苦痛の緩和のために若者がオーバードーズに陥るケースが多く、実際に市販薬を過剰に摂取することで疲労感や不快感が一時的に解消される場合があり、同じ効果を期待してより過剰な摂取を繰り返すことで、肝機能障害や意識障害、呼吸不全などを引き起こしたり、死亡したりする事例が発生している。

市販薬は違法薬物と異なり、所持することでは罪にならないことから、濫用が発見されにくいという現実があることに加え、オーバードーズによる健康被害は違法薬物より深刻になる場合もあり、対策の強化が急務となっている。

よって、本市議会は国に対し、このような薬物依存による健康被害から一人でも多くの若者を守るため、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く求めるものである。

記

- 1 現在、濫用等のおそれのある医薬品として指定されている6成分を含む市販薬を販売する際、購入者が子供（高校生、中学生等）である場合はその氏名や年齢、使用状況等を確認することになっているが、その際に副作用などを説明することを必須とすること。

- 2 若者への医薬品の販売において、その含有成分に応じて販売する数量を適切に制限するとともに、対面又はオンライン通話による販売を義務付け、副作用などの説明と併せて、必要に応じて適切な相談窓口等を紹介できる体制を整備すること。
- 3 濫用等のおそれのある医薬品の指定を的確に進めるとともに、身分証明書による本人確認のほか、繰り返しの購入による過剰摂取を防止するため、販売記録等が確認できる環境の整備を検討すること。
- 4 若者のオーバードーズには社会的孤立や生きづらさが背景にあるため、オーバードーズを孤独・孤立の問題として位置付け、若者の居場所づくり等の施策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

八千代市議会

提出先

厚生労働大臣 様

孤独・孤立対策担当大臣 様